

神勞基発 0718 第 1 号
令和 7 年 7 月 18 日

公益社団法人神奈川県産業資源循環協会会長 殿

神奈川県労働局労働基準部長



建設現場における建設業従事者及び警備員の熱中症予防対策の強化について

標記の件につきまして、令和 7 年 7 月 4 日付けで厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長より事務連絡をもって通知されましたが、すでに、ご存じのように、令和 7 年 6 月 1 日から施行している改正労働安全衛生規則（以下「改正安衛則」という。）は、熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」が義務化されています。

特に、建設現場において就労している建設業従事者及び交通誘導等の警備業務に従事する警備員は、熱中症による労働災害の発生リスクが他の産業に比べ高く、改正安衛則に基づく措置の徹底が必要となっています。

このため、事業者が熱中症予防対策として、改正安衛則に基づく措置の実施に関して、建設工事に関係する発注者、建設工事の元方事業者及び建設工事の関係請負人、警備会社が連携して当該事務連絡への取組を行うことが望ましいことから会員事業場に対し、これらの取組を周知していただきますようお願いいたします。